

【豊中市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業のご案内】

1、目的

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度の障害がある方に対して大学敷地内で修学に必要な身体介護等を提供することにより、社会参加を促進することを目的に実施するものです。

2、この事業を利用できる方

重度訪問介護を利用している方、もしくは重度訪問介護の対象になる方。

ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- ・入学後に停学その他の処分を受けていないこと
- ・適切に単位を修得するなど学修の意欲があること

3、対象となる学校

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校。

ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- ・障害のある学生の支援について協議する委員会及び支援業務を行う部署があること
- ・大学等において、常時介護を必要とするような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること

4、支援の範囲

学校内での活動(排せつや食事等を含む。)と大学等への移動について、ヘルパーが支援します。

ただし、大学等の支援が可能な部分については、そちらが優先となります。

5、サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス(重度訪問介護)の指定を受けている事業者。

6、報酬単価

所要時間	サービス提供費
30分未満	800円
30分以上1時間未満	1,600円
以後30分ごとに加算	800円

7、利用者負担

サービス提供費の1割。

ただし、所得に応じて負担上限月額が設定されます。

8、利用手続き・事務の流れ

①利用者は、豊中市(障害福祉課又は障害福祉センターひまわり)へ以下の書類を提出します。

- ・豊中市重度訪問介護利用者の大学修学支援給付費支給（変更）申請書（様式第1号）
- ・週間及び年間における支援の計画が分かる利用計画書
- ・豊中市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書（様式第2号）
- ・障害のある学生の支援について協議する委員等の運営規定など活動内容が具体的に分かる書類
- ・大学等において、常時介護を必要とするような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていることが分かる書類

②豊中市は、事業の利用の必要性を検討した上で事業利用の可否を決定し「豊中市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書」（様式第3号）により通知します。

③利用者は②の「決定（変更）通知書」（様式第3号）を事業者へ提示し、事業者とのサービス利用契約を締結します。

*「受給者証」ではなく、「決定通知書」により確認します。

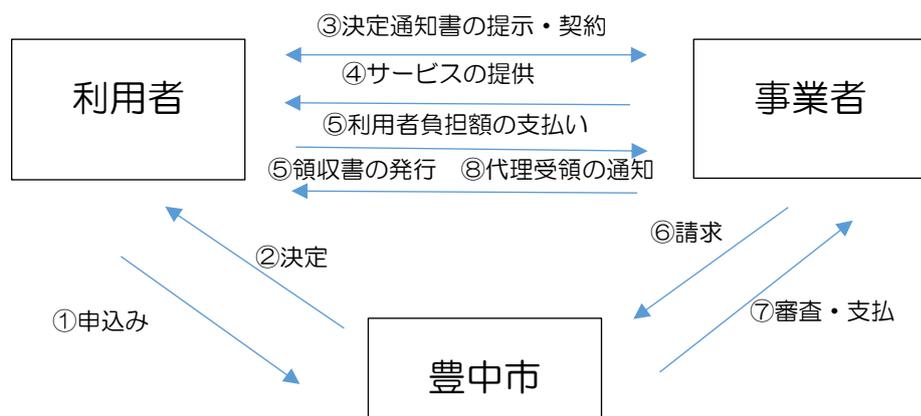
④事業者は②の「決定（変更）通知書」内の他の事業者と提供時間を調整し、支給量の範囲内でサービス提供を行います。

⑤利用者は、サービス提供を受けたときは、事業者利用者負担額を支払います。事業者は利用者に領収書を発行します。

⑥事業者は、サービス提供終了後、豊中市（障害福祉課）へ請求を行います。

⑦豊中市は、請求内容を審査し、事業者へ支払いを行います。

⑧事業者は利用者へ市より支給を受けたことを通知します。



9、給付費の請求（代理受領請求）

豊中市に給付費の請求を行います。

提出書類

- ① 実績報告書（写し）（様式第6号）
- ② 請求書（様式第7号）

10、事業者指導、調査等

事業の適正実施のため特に必要がある場合は、豊中市から事業者に対し書類の提出等を求めることがあります。この結果、実施内容に関して適当でないと認められる場合は、改善指導を行うとともに改善が認められるまでの間、事業の中止を命じることがあります。

【お問い合わせ】

*利用について

障害福祉課相談支援係 TEL 06-6858-2224

障害福祉課相談支援擁護係（障害福祉センターひまわり内） TEL 06-6863-7061

*請求について 障害福祉課事業所係 TEL 06-6858-2229